

# I 計画策定の基本的な考え方

---

## 1 計画策定の趣旨

- 近年、社会経済状況のめまぐるしい変化、日々の忙しい生活の中で、人々は毎日の「食」の大切さを忘れがちです。栄養の偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題など、「食」に関する情報が氾濫する中で、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められています。
- こうした食を巡る環境の変化に伴う様々な問題に対処していくため、平成17年7月、食育基本法が施行され、同法では、食育は、生きる上での基本であって、教育の三本柱である知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられるとともに、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てるものとして食育の推進が求められるとされています。
- これを受けて、県では、平成18年12月に「やまなし食育推進計画」を策定し、関係者が連携しながら、県民運動として、様々な食育の取り組みを進めてきました。その結果、食育の認知度の高まりや、食育の推進に関わるボランティアの増加、地産地消への生産者・事業者、消費者の実践など、一定の成果をあげています。
- しかしながら、生活習慣の乱れ等からくる糖尿病などの生活習慣病有病者の増加、若年層の朝食欠食、家族と一緒に食事をとらない「孤食」の傾向が依然として見られるなど、食育の単なる周知にとどまらず、県民一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じた食育活動を「実践」することが重要になっています。
- 国では、平成23年3月「第2次食育推進基本計画」を作成・公表し、その中で、生涯にわたって間断なく食育を推進する「生涯食育社会」の構築に向けて新たな基本方針を掲げています。
- 本県においても、国の新たな基本計画やこれまでの取り組み成果を踏まえ、本県固有の伝統的な食文化の継承なども視野に入れつつ、今後、総合的かつ計画的に県民運動としての食育の推進に向けより一層取り組んでいく上での指針となる「第2次やまなし食育推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

### (1) 食育基本法に基づく計画

この計画は、食育基本法第17条に基づき、国の食育推進基本計画を基本として、本県における食育の推進に関する施策の基本的な方針について定めるものです。

### (2) 「チャレンジ山梨行動計画」等との関係

- 「チャレンジ山梨行動計画」は県民の誰もが真の豊かさを実感できる「暮らしやすさ日本一の県づくり」を目指す県の総合計画であり、今後の県づくりに向けた基本的な考え方や将来の姿を示す、県政運営の基本指針です。
- この計画は、県が、食育推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、食育に関する基本的な方針を定め、中期的な施策の方向性を掲げ、具体的な施策をまとめたものであり、「チャレンジ山梨行動計画」と整合を図りながら推進していくものです。
- また、食育の推進に関連する他の県計画等（別掲）との整合も十分図りながら、効果的な計画推進を図っていきます。

### (3) 総合的な取り組みの指針

この計画は、家庭、保育所・幼稚園、学校、地域、生産者・事業者、市町村、県など、食育を巡る全ての関係者が、それぞれの立場・役割において、あるいは相互に連携・協働して、食育の推進に取り組む際の総合的な指針となるものです。

## 3 計画期間

この計画の期間は、平成23(2011)年度から平成27(2015)年度までの5年間とし、計画期間中に状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

○行動計画、他の県計画等との関連図

